

令和5年12月25日(月)  
午後1時30分より  
アオーレ長岡 東棟4階 大会議室

## 令和5年度 第2回 長岡市権利擁護地域連携協議会 次第

### 1 開会あいさつ

### 2 議事

(1) 長岡市成年後見制度利用促進基本計画の見直しについて 資料No.1-1～1-2

(2) 長岡市成年後見センター活動実績について 資料No.2-1～2-5

(3) 後見人と被後見人等とのコミュニケーションについて 資料No.3

(4) その他

### 3 家庭裁判所講評

### 4 閉会あいさつ

第4節 地域福祉を支える環境づくり

1 包括的な支援体制の推進

(1) 現状と課題

地域福祉をとりまく環境の変化により、孤立死や自殺、高齢者・障害のある人・子どもの虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、地域における生活課題・福祉課題が多様化しています。また、子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居など、複数の課題を同時に抱えるケースも少なくありません。

このような課題を適切かつ確実な支援につなげるためには、いわゆる「縦割り」ではなく、地域、関係団体、行政等が連携し、地域で起こる課題を「丸ごと」受け止め、支えていくことが必要となります。

また、高齢者・障害のある人・子ども等の権利擁護や生活困窮者の自立支援のように多様な側面からの支援が必要な課題についても、地域、関係団体、行政等の連携が重要になります。

(2) 取組内容

多様化・複雑化した生活課題・福祉課題を抱えた人々を「丸ごと」受け止め、支えていくため、保健師の地域活動の充実を図るとともに、地域住民・関係団体・専門職・行政機関等による断らない包括的な支援体制を研究・検討します。

また、権利擁護及び生活困窮者の自立支援については、地域、関係団体、行政等が連携し、多様な側面からの支援を行います。

【包括的な支援体制の整備】

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
市	<p>○包括的な支援体制の研究・検討</p> <p>地域住民・関係団体・専門職・行政機関等が連携して多様化・複雑化した支援ニーズに対応する一体的、包括的な支援体制の構築を目指し、既存の介護・障害・子ども・生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、分野横断的な支援の必要性などについて研究し、本計画の計画期間中に体制構築に向けた検討を進めます。</p>

【権利擁護の推進（市成年後見制度利用促進基本計画）】

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	<p>○権利擁護が必要な人の発見と相談</p> <p>高齢者・障害のある人・子どもの虐待が疑われる人を発見した際には、すみやかに相談機関に通報します。また、成年後見制度の利用が必要な人や消費者被害のリスクが高い人を把握した際には、相談機関に連絡します。</p>
社会福祉協議会	<p>○権利擁護に関する総合相談支援</p> <p>成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する総合的な相談に対応し、関係機関と連携して支援を行います。</p>

社会福祉協議会

○成年後見制度の普及啓発 **変更**  
 市民や福祉関係者向けのセミナーや出前講座などを開催するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体で関係情報を発信します。また、本人の意思の尊重の観点から任意後見制度の周知や相談の仕組みづくりに取り組みます。

○法人後見の受任  
 家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等（補助人・保佐人・後見人）の活動を行います。

○日常生活自立支援事業の実施  
 判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行います。  
 ○日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行  
 判断能力の低下など、日常生活自立支援事業の利用対象要件を満たさない場合、本人の意向を尊重しながら、成年後見制度への移行に向けて、適切な支援につなげます。

○長岡市成年後見センターの運営 **新規**  
 本人や、関係者からの相談を受け、長岡市や関係機関と連携しながら、支援の内容を検討し、適切な支援につなげます。  
 また、関係機関との連携体制確保のため、長岡市と協働で、弁護士や司法書士、社会福祉士などからなる、長岡市権利擁護地域連携協議会の運営を行います。

○地域連携ネットワークの体制強化 **変更**  
 権利擁護支援のニーズを捉え、方針等の検討や専門的判断などを行うため、市、専門職の団体、家庭裁判所などで構成する長岡市権利擁護地域連携協議会を適宜開催します。

○長岡市成年後見センターの運営体制の整備 **変更**  
 長岡市成年後見センターが、国の動向をふまえ、利用者のニーズに沿った適切な制度利用を支援する体制づくりを行います。  
 また、長岡市権利擁護地域連携協議会の運営など、関係機関の連携を実現するためのコーディネートを行います。

○法定後見制度利用支援事業の実施  
 低所得や親族がない等の理由により成年後見制度を利用できない人に対して、家庭裁判所への審判請求や費用に対する助成等の支援を行います。成年後見制度を必要とする人のさらなる増加が見込まれる中で、法定後見制度利用支援事業の周知や活用を推進します。

○法人後見の支援  
 成年後見業務を適切に行うことができる法人を確保するため、社会福祉協議会に対して補助金を交付するなどの支援を行います。

○虐待防止に関する普及啓発  
 市民や関係機関等に対して、高齢者・障害のある人・子どもの虐待防止に関する普及啓発を行います。

市

	<p>○虐待への対応 虐待の通報受付窓口である地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、子ども家庭センターにおいて、通報を受け付けるとともに、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。</p> <p>○高齢者の消費者被害防止に関する対応 地域包括支援センターにおいて、高齢者消費者被害防止に関する普及啓発を行うとともに、特殊詐欺等の情報を把握した場合には、関係機関と情報共有、連携し対応します。</p>
--	--

## 長岡市成年後見制度利用促進基本計画 今後の日程について

日程	内容
12月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本協議会にて長岡市成年後見制度利用促進基本計画（案）の確認</li> <li>・長岡市関係部署への照会</li> </ul>
12月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画に関する協議会にて素案の承認</li> </ul>
1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画（案）の策定</li> </ul>
1月～2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの開始 (市政だより、長岡市HPで周知されます)</li> </ul>
2月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントによる文言・文量の修正</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画に関する協議会にて、市に提言する地域福祉計画の最終案が決定。</li> <li>※これにより包含されている長岡市成年後見制度利用促進基本計画案も決定となる。</li> <li>・<b>長岡市として地域福祉計画を最終決定</b></li> </ul>
R6.4月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新計画スタート</li> </ul>

## 第4節 地域福祉を支える環境づくり

### 1 包括的な支援体制の推進

#### (1) 現状と課題

地域福祉をとりまく環境の変化により、孤立死や自殺、高齢者・障害のある人・子どもの虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、地域における生活課題・福祉課題が多様化しています。また、子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居など、複数の課題を同時に抱えるケースも少なくありません。

このような課題を適切かつ確実な支援につなげるためには、いわゆる「縦割り」ではなく、地域、関係団体、行政等が連携し、地域で起こる課題を「丸ごと」受け止め、支えていくことが必要となります。

また、高齢者・障害のある人・子ども等の権利擁護や生活困窮者の自立支援のように多様な側面からの支援が必要な課題についても、地域、関係団体、行政等の連携が重要になります。

#### (2) 取組内容

多様化・複雑化した生活課題・福祉課題を抱えた人々を「丸ごと」受け止め、支えていくため、保健師の地域活動の充実を図るとともに、地域住民・関係団体・専門職・行政機関等による断らない包括的な支援体制を研究・検討します。

また、権利擁護及び生活困窮者の自立支援については、地域、関係団体、行政等が連携し、多様な側面からの支援を行います。

##### 【包括的な支援体制の整備】

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
市	<p>○包括的な支援体制の研究・検討</p> <p>地域住民・関係団体・専門職・行政機関等が連携して多様化・複雑化した支援ニーズに対応する一体的、包括的な支援体制の構築を目指し、既存の介護・障害・子ども・生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、分野横断的な支援の必要性などについて研究し、本計画の計画期間中に体制構築に向けた検討を進めます。</p>

##### 【権利擁護の推進（市成年後見制度利用促進基本計画）】

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	<p>○権利擁護が必要な人の発見と相談</p> <p>高齢者・障害のある人・子どもの虐待が疑われる人を発見した際には、すみやかに相談機関に通報します。また、成年後見制度の利用が必要な人や消費者被害のリスクが高い人を把握した際には、相談機関に連絡します。</p>
社会福祉協議会	<p>○権利擁護に関する総合相談支援</p> <p>成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する総合的な相談に対応し、関係機関と連携して支援を行います。</p>

社会福祉協議会

○成年後見制度の普及啓発  
セミナーや出前講座などを開催するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体で関係情報を発信します。

○法人後見の受任  
家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等（補助人・保佐人・後見人）の活動を行います。

○日常生活自立支援事業の実施  
判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行います。

○日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行  
判断能力の低下など、日常生活自立支援事業の利用対象要件を満たさない場合、本人の意向を尊重しながら、成年後見制度への移行に向けて、適切な支援につなげます。

市

○地域連携ネットワークの体制整備  
権利擁護支援のニーズを捉え、方針についての検討や専門的判断などを行うため、市、専門職の団体、家庭裁判所などさまざまな機関が連携する地域連携ネットワークの体制づくりに取り組みます。

○地域連携ネットワークの中核機関  
地域連携ネットワークの中核機関を整備し、必要なニーズを見逃さず、適切な成年後見制度の活用へ進むことができるよう、関係機関との連携を図るとともに、制度の周知や活用に取り組みます。

○法定後見制度利用支援事業の実施  
低所得や親族がない等の理由により成年後見制度を利用できない人に対して、家庭裁判所への審判請求や費用に対する助成等の支援を行います。成年後見制度を必要とする人のさらなる増加が見込まれる中で、法定後見制度利用支援事業の周知や活用を推進します。

○法人後見の支援  
成年後見業務を適切に行うことができる法人を確保するため、社会福祉協議会に対して補助金を交付するなどの支援を行います。

○虐待防止に関する普及啓発  
市民や関係機関等に対して、高齢者・障害のある人・子どもの虐待防止に関する普及啓発を行います。

○虐待への対応  
虐待の通報受付窓口である地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、子ども家庭センターにおいて、通報を受け付けるとともに、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。

○高齢者の消費者被害防止に関する対応  
地域包括支援センターにおいて、高齢者消費者被害防止に関する普及啓発を行うとともに、特殊詐欺等の情報を把握した場合には、関係機関と情報共有、連携し対応します。

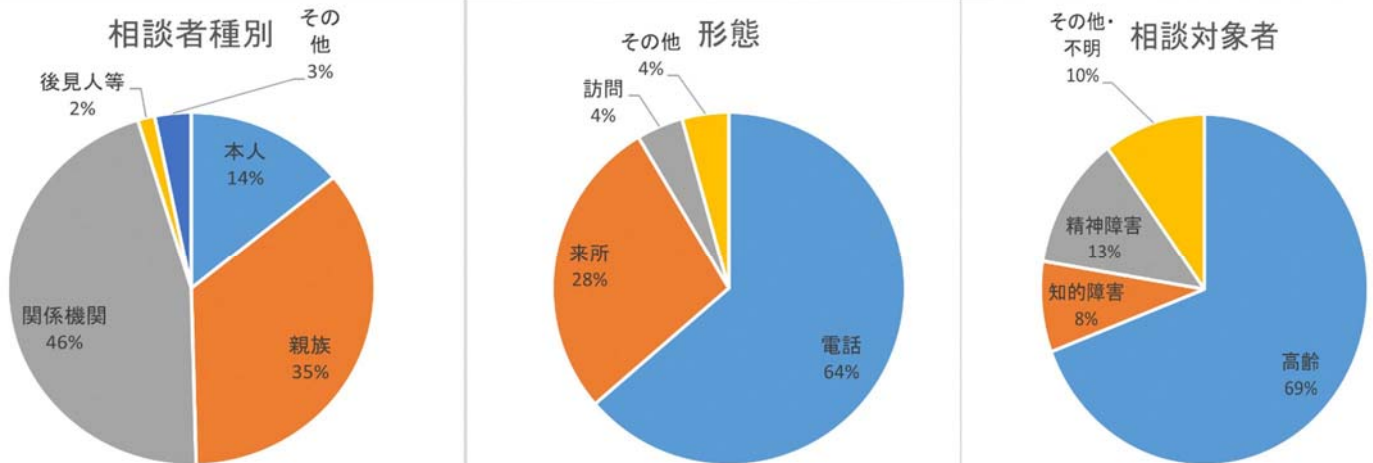
## 令和5年度 長岡市成年後見センターの取組状況

(令和5年4月から11月まで)

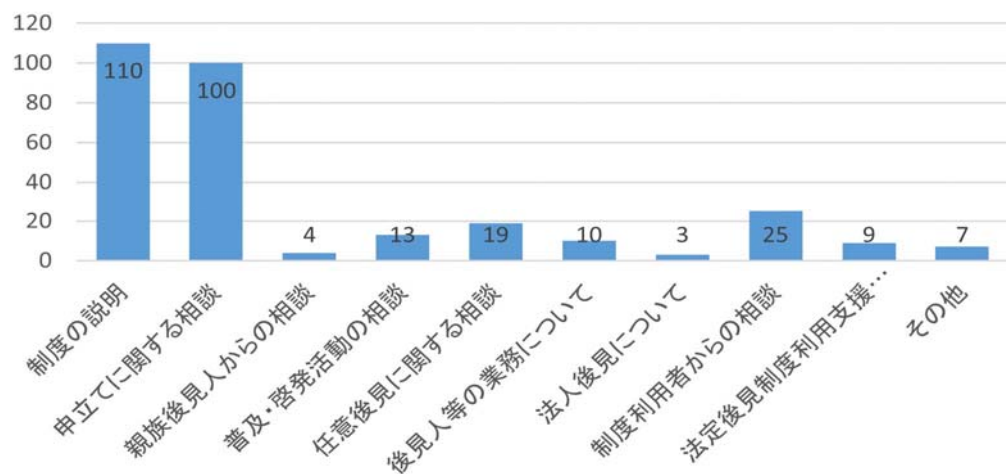
## 1 相談事業

成年後見制度についての制度説明や、利用相談への対応の他、利用が必要な方が申立てできるように関係者とのケース会議への参加や申立て書類作成説明等を行った。

実績詳細は別紙（資料No.2-2）参照。



## 成年後見制度についての相談内容



## 2 広報事業

市民団体や福祉団体、行政などの11団体から成年後見センターに職員の派遣依頼があり、職員による成年後見制度の説明等を行った。詳細は別紙（資料No.2-3）参照。

また、令和5年度に開催した研修会については以下のとおり。

○研修会の開催について

①すこやかともしびまつり 2023 成年後見制度セミナー

日 時：9月16日（土）10：00～15：00

内 容：成年後見制度の基本説明及び出張相談

講 師：成年後見センター職員

参加者：一般市民14名、相談受付5組

②福祉関係者向け成年後見制度研修会

日 時：10月23日（月）13：30～15：00

講 師：司法書士法人いちえ 長谷川繁 氏

内 容：成年後見制度の基本説明

参加者：福祉関係者66名

③福祉・介護・健康フェア in 長岡 2023

日 時：10月29日（日）12：45～14：15

講 師：にいがた県央司法書士事務所 田辺俊樹 氏

内 容：任意後見制度について

参加者：一般市民23名

### 3 利用促進事業

(1) 担い手の育成について

- ・地域の権利擁護支援の担い手育成を目的に令和5年度権利擁護支援者養成講座基礎編Ⅰを令和5年11月30日（木）、12月4日（月）の2日間で開催した。別紙（資料No.2-4）参照。
- ・民間事業所、長岡市、当会の職員が講師となり、42名が修了。
- ・男女比は男性1割・女性9割、年齢は30代から70代が参加し60代が半数以上。
- ・半数以上の参加者が福祉関係の業務経験があるとのことであった。
- ・その修了者から日常生活自立支援事業の生活支援員として20名が活動を希望し、基礎編Ⅱの参加については33名が受講を希望しているとの回答が得られた。
- ・基礎編Ⅱについては令和6年3月1日（金）、8日（金）の2日間での開催を予定しており、内容は別紙（資料No.2-5）の通りで行いたい。

(2) ケース検討会議について

①令和5年4月26日（水） 市長申立て困難ケースについて

- ・参加者（弁護士、司法書士、高齢者基幹包括支援センター職員、行政支所職員、地域包括支援センター職員、成年後見センター職員）。
- ・市長申立て予定のケースについて負債状況の確認についての助言をいただく。
- ・今後想定される生活課題についての整理を行う。
- ・多重債務や不動産管理なども課題だが、身上保護の重要性を確認した。

②令和5年12月12日（火） 支援方針について（予定）

- ・参加者（弁護士、地域包括支援センター、居宅介護支援専門など本人支援に関する支援者）。
- ・弁護士、司法書士を参集することを基本としていたが、明らかな法的課題の検討ではなく福

社課題への対応検討を含めたケース検討であり、通常の支援者が集まるケース会議に弁護士が参加する形とした。

#### 4 後見人支援事業

- ・主に電話と来所による相談で相談対応を行った。
- ・親族後見人からは、障害者の子の後見人である親から高齢に伴う交代のタイミングについての相談、認知症の親の支援をしている子からは後見申立てからその後家庭裁判所への報告までの相談対応等のケースがあった。
- ・専門職後見人からは、法定後見制度利用支援事業や多額の負債を抱えたまま本人が亡くなったケースについての相談などがあった。

#### ～今後の取組みについて～

##### (1) 成年後見センターによる相談、普及・啓発について

- ・成年後見センターが相談窓口であることの周知を進めており、また、講師派遣の依頼も多いことから、引き続き様々な機会をとらえた周知活動を行う。

##### (2) 権利擁護支援者の育成について

- ・権利擁護支援者養成講座基礎編Ⅰは参加者アンケートを参考にして講座内容の更新を行い、次年度以降も継続開催する。
- ・権利擁護支援者養成講座基礎編Ⅱについても実施後、受講者の意見を反映しながら学びの多い講座にしていきたい。

##### (3) 地域連携ネットワーク機能強化について

- ・成年後見制度の利用が適切かどうか検討する場面から専門職及び関係機関と連携したケース検討会議などを充実させ、権利擁護支援に関する共通理解を深めていくことが地域連携ネットワークの機能強化にも繋がると考えている。
- ・意思決定支援及び成年後見制度の適切な利用促進などの観点からケース検討会議の開催や関係機関との連携を深めることで、長岡市の権利擁護支援に積極的に関わっていただけるように引き続き検討を行う。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
新規	34	35	40	42	31	55	25	31	293
継続	26	14	22	18	17	19	35	24	175
合計	60	49	62	60	48	74	60	55	468

		相談者種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
相談者種別	1	本人	13	4	6	11	4	10	13	5	66
	2	親族	18	21	21	26	14	22	18	26	166
	3	関係機関	27	20	32	19	28	36	29	23	214
	4	後見人等	0	2	1	0	2	2	0	0	7
	5	その他	2	2	2	4	0	4	0	1	15
		合計	60	49	62	60	48	74	60	55	468

		形態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
形態	1	電話	36	35	37	33	34	54	37	32	298
	2	来所	17	11	19	22	10	11	22	18	130
	3	訪問	3	1	3	3	1	4	1	4	20
	4	その他	4	2	3	2	3	5	0	1	20
		合計	60	49	62	60	48	74	60	55	468

		相談対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
相談対象者	1	高齢	39	39	49	42	35	51	39	30	324
	2	知的障害	8	2	1	4	1	8	7	8	39
	3	精神障害	7	3	4	5	6	9	11	13	58
	4	その他・不明	6	5	8	9	6	6	3	4	47
		合計	60	49	62	60	48	74	60	55	468

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
関係機関内訳	1	長岡市社協（日自、支所など）	1	2	0	0	2	1	0	1	7
	2	他社協	0	1	0	0	0	1	0	0	2
	3	基幹包括支援センター	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	4	基幹相談支援センター	0	1	1	0	0	0	1	0	3
	5	長岡市（基幹以外）	0	0	3	2	2	7	2	2	18
	6	行政（長岡市以外）	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	7	家庭裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8	地域包括支援センター	5	4	8	8	7	5	6	5	48
	9	居宅介護支援事業所	7	5	9	4	4	9	10	5	53
	10	高齢者施設	2	3	1	0	0	0	0	0	6
	11	相談支援事業所	4	1	2	1	2	4	4	1	19
	12	障害者施設	1	0	2	1	0	1	0	0	5
	13	医療機関	2	1	3	0	2	2	0	6	16
	14	パーソナルサポートセンター	2	1	0	1	1	2	2	2	11
	15	金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	16	民生委員	0	1	0	0	0	2	0	0	3
	17	専門職後見人	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	18	その他	2	0	3	2	7	2	2	1	19
	合計	27	20	32	19	28	36	29	23	214	



		相談対応内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
相談対応内容	1	家族や親族について	1	4	2	6	2	6	3	6	30
	2	将来について心配がある	0	2	1	2	1	3	2	2	13
	3	成年後見制度について	40	31	41	35	33	41	38	41	300
	4	お金のやりくりや支払いについて	3	3	4	1	0	1	4	1	17
	5	日常生活自立支援事業について	11	6	5	8	9	13	9	4	65
	6	手続きや書類等の預かりについて	1	0	1	0	0	3	1	0	6
	7	虐待（搾取）の疑いがある	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	8	相続について	2	0	1	1	0	2	1	1	8
	9	就労について	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	10	身元保証人、身元引受人について	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	11	その他	2	3	6	6	1	5	2	0	25
		合計	60	49	62	60	48	74	60	55	468

		成年後見制度について（内容）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
成年後見制度について（内容）	1	制度の説明	11	11	14	19	12	19	9	15	110
	2	申立てに関する相談	15	9	15	8	7	13	16	17	100
	3	親族後見人からの相談	0	0	0	0	2	1	1	0	4
	4	普及・啓発活動の相談	2	3	1	3	2	1	0	1	13
	5	任意後見に関する相談	5	0	3	3	0	2	3	3	19
	6	後見人等の業務について	0	1	0	0	2	4	2	1	10
	7	法人後見について	0	1	2	0	0	0	0	0	3
	8	制度利用者からの相談	5	2	4	2	4	0	6	2	25
	9	法定後見制度利用支援事業について	0	3	2	0	1	1	0	2	9
	10	その他	2	1	0	0	3	0	1	0	7
		合計	40	31	41	35	33	41	38	41	300

## 令和5年度 普及啓発活動実績

受付番号	開催日	主催/派遣	名称	場所	対象	人数(人)	内容
1	5月11日(木)	派遣	桜花園職員研修会	障害者支援施設 桜花園	<input type="checkbox"/> 一般市民 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者(桜花園職員) <input type="checkbox"/> その他	18	権利擁護支援について
2	5月15日(月)	派遣	手をつなぐ育成会研修会	サンパルコなかのしま	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民(手をつなぐ育成会中之島班) <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	9	成年後見制度の説明
3	5月25日(木)	派遣	令和5年度第1回在宅医療・介護連携に向けた多職種勉強会	長岡市消防本部	<input type="checkbox"/> 一般市民 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	236	身寄りがない人の支援を考える 成年後見人の立場から
4	7月11日(火)	派遣	中之島地域居宅介護支援事業所研修会	サンパルコなかのしま	<input type="checkbox"/> 一般市民 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	9	成年後見制度について
5	7月26日(水)	派遣	令和5年度障害者相談員研修会	社会福祉センタートモニア	<input type="checkbox"/> 一般市民 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	8	親なき後の経済的な問題について ～成年後見制度～
6	7月27日(木)	派遣	日越・王寺川地区民生委員児童委員協議会 研修会	日越コミュニティセンター	<input type="checkbox"/> 一般市民 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者(民生委員等) <input type="checkbox"/> その他	17	成年後見制度について
7	8月19日(土)	派遣	与板地区 令和5年度福祉講演会	よいたコミュニティセンター	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	27	成年後見制度について
8	8月21日(月)	派遣	さわやか悠久大学 講義	アオーレ長岡 市民交流ホールB・C	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	45	成年後見制度について
9	9月13日(水)	派遣	(福)小越会 法人研修	おごしの里	<input type="checkbox"/> 一般市民 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者(小越会職員) <input type="checkbox"/> その他	13	成年後見制度について
10	9月16日(土)	主催	すこやかともしびまつり2023 成年後見制度セミナー	アオーレ長岡 市民交流ホールD	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	14	成年後見制度について
11	10月11日(水)	派遣	長岡市国保年金課 職員研修	アオーレ長岡	<input type="checkbox"/> 一般市民 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	22	成年後見制度について
12	10月13日(金)	派遣	令和5年度福祉サービス等説明会	長岡市総合高等支援学校	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民(保護者) <input checked="" type="checkbox"/> 関係者(教職員) <input type="checkbox"/> その他	96	成年後見制度について
13	10月23日(月)	主催	令和5年度福祉関係者向け成年後見制度研修会	社会福祉センタートモニア	<input type="checkbox"/> 一般市民 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	66	成年後見制度について (講師:司法書士 長谷川繁氏)
14	10月29日(日)	主催	福祉・介護・健康フェアin長岡	道の駅 ながおか花火館	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	23	任意後見制度について (講師:司法書士 田辺俊樹氏)
15	11月30日(木) 12月4日(月)	主催	権利擁護支援者養成講座基礎編 I	社会福祉センタートモニア	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	42	権利擁護支援者養成
						645	

## R5年度 権利擁護支援者養成講座基礎編 I

資料№2-4

○第1日目 11月30日(木)

時間	科目	講師
9:15		受付開始
9:30	開会挨拶	長岡市社会福祉協議会
9:35～9:45 (10分)	オリエンテーション	長岡市成年後見センター
9:45～10:55 (70分)	①権利擁護支援者の育成について	長岡市福祉総務課 庶務係 主事 佐藤 優香 氏 長岡市成年後見センター センター長 大川 久美子 係長 市野 恭代
10:55～11:05 (10分)		休憩
11:05～12:35 (90分)	②高齢者・認知症の理解	長岡市地域包括支援センターなかじま・おもてまち 相談員 塚越 智子 長岡市社会福祉協議会地域福祉課 認知症地域支援推進員 小田 真
12:35～13:35 (60分)		昼食休憩
13:35～15:05 (90分)	③高齢者施策、関係制度・法律	長岡市介護保険課 認定係 主事 島宗 麻美子 氏 長岡市長寿はつらつ課 介護総合事業係 係長 齋藤 加奈 氏 高齢福祉係 係長 中村 琴恵 氏 高齢者基幹包括支援センター 主任 笠井 ひか理 氏
15:05～15:15 (10分)		休憩
15:15～15:55 (40分)	④消費者保護	長岡市消費生活センター 消費生活相談員 青木 千尋 氏
15:55～16:00 (5分)		休憩
16:00～16:30 (30分)	⑤生活保護制度	長岡市生活支援課 相談第一係 主任 渡邊 由規 氏
16:30～16:40 (10分)	振り返り・事務連絡	長岡市成年後見センター
16:40		閉会

## R5年度 権利擁護支援者養成講座基礎編 I

○第2日目 12月4日(月)

時間	科目	講師
9:15	受付開始	
9:30～11:00 (90分)	⑥障害者の理解	相談支援センターふかさわ分室サンスマイル 相談支援専門員 矢澤 美希 氏 相談支援専門員 山田 紗弓 氏
11:00～11:10 (10分)	休憩	
11:10～12:30 (80分)	⑦障害者施策、関係制度・法律	長岡市福祉課 障害活動係 主任 東海林 茜 氏 障害活動係 主事 灰野 梨央 氏 障害支援係 主事 難波 舞 氏 障害者基幹相談支援センター 権利擁護支援員 田中 みゆき氏
12:30～13:30 (60分)	昼食休憩	
13:30～15:00 (90分)	⑧成年後見制度の概要	新潟県弁護士会所属 長岡けやき法律事務所 弁護士 杉森 芳博 氏
15:00～15:10 (10分)	休憩	
15:10～16:10 (60分)	⑨日常生活自立支援事業について ⑩生活支援員の活動について	長岡市社会福祉協議会権利擁護支援課 専門員 小林 直美 専門員 角屋 潤子
16:10～16:30 (20分)	事務連絡、修了証交付、今後の活動について	長岡市成年後見センター
16:30～16:40	閉会挨拶・閉会	長岡市社会福祉協議会

## 令和5年度 権利擁護支援者養成講座基礎編Ⅱ 開 催 要 綱 (案)

### 1 趣旨

長岡市地域福祉計画において、地域住民には地域の権利擁護を必要とする方の早期発見や見守り、権利擁護支援の担い手の役割が期待されている。

また、令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においても権利擁護支援の担い手確保に向けた取り組みが必要とされている。

そのため、権利擁護支援の担い手を確保するための市民後見人養成を将来的に見据え、地域で権利擁護支援を担う人材や日常生活自立支援事業の生活支援員及び法人後見支援員の養成を目的として、先に開催した基礎編Ⅰの修了者等を対象に本講座を実施する。

### 2 主催

長岡市成年後見センター（長岡市から長岡市社会福祉協議会が運営受託）

### 3 日時

① 令和6年3月1日（金曜日） 午前9時30分から午後4時30分まで

② 令和6年3月8日（金曜日） 午前9時30分から午後4時30分まで

※2日間のプログラムとし、両日の受講が必要なものとする。

### 4 会場

長岡市社会福祉センタートモシア 多目的ホール

### 5 対象者

長岡市内に居所がある方で、下記の①から③のいずれかに該当する方

① 長岡市権利擁護支援者養成講座基礎編Ⅰ（令和5年度開催）を修了した方

② 長岡市権利擁護支援者養成研修（令和2年度及び令和4年度開催）を修了した方

③ 長岡市社会福祉協議会の生活支援員名簿に登録している方

### 6 定員

30名（申込み多数の場合は増やす可能性あり）

### 7 参加費

無料

### 8 申込み方法

Google フォームでの受付を基本とし、ネット環境がない等の理由で申込みができ

ない方は長岡市成年後見センターにメール、FAX のいずれかで申し込む。

申込期間は令和6年1月15日（月）から令和6年2月16日（金）とする。

## 9 プログラム

原則、全日程に参加することで修了とする

日程	時間（予定）	内容	担当
1 日 目	9:30～9:35	開催あいさつ オリエンテーション	後見センター
	9:35～10:00	① 行政説明（長岡市での権利擁護の取組み）	長岡市
	10:05～11:00	② 長岡市社会福祉協議会の取組み	社協
	11:10～12:10	③ 法人による後見活動について	社協
	13:10～14:10	④ 生活困窮者自立支援制度について	パーソナルサポートセンター
	14:20～15:00	⑤ 医療保険制度について	長岡市
	15:05～15:45	⑥ 年金制度について	長岡市
	15:50～16:20	⑦ 税務（確定申告や相続税申告等）に関する 制度について	税務署
	16:20～16:30	振り返り、事務連絡	後見センター
2 日 目	9:30～10:30	⑧ 家庭裁判所の取組み	家裁
	10:40～12:00	⑨ 財産法・家族法	専門職
	13:00～16:00	⑩ 意思決定支援について	専門職
	16:00～16:30	事務連絡等 閉会のあいさつ	後見センター

## 10 その他

### (1) 受講後の流れ

生活支援員としてだけでなく、法人後見支援員としての活動資格を得ることができるため、希望を取ったうえで法人後見支援員として活動できるようにマッチングを順次行う。

ただし、希望者すべてが法人後見支援員として活動できるだけの体制が整っていないため、生活支援員の活動を引き続きお願いする方がいること等についての説明を受講者に丁寧に行うこととする。

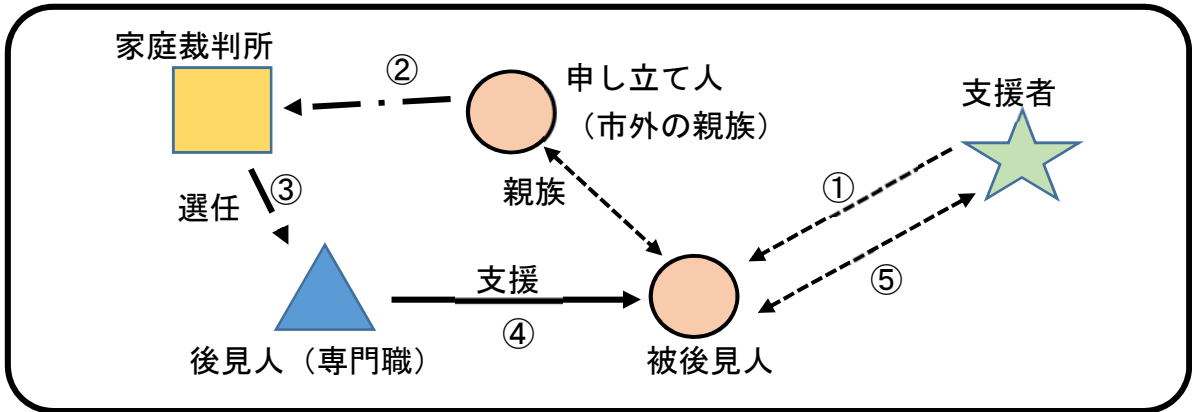
### (2) 権利擁護支援者養成講座応用編（仮）について

現在、長岡市における市民後見人の育成について行政や家庭裁判所と協議を行っている。そのため、市民後見人が活動するために必要な体制づくりに取り組みながら、体制整備が進んだタイミングにおいて市民後見人に必要な知識の習得及びスキルアップを目的とした応用編の開催を検討することとする。

議事（3）後見人と被後見人等のコミュニケーションについて

背景

令和4年10月に成年後見センターを設立し、相談体制の整備が進む反面、後見人等の選任後に被後見人や、今まで被後見人を支援してきた関係者などから「こんなはずではなかった」等の苦情が増えている。



①	日頃から、ご近所さんとして身の回りの世話をしてくださる協力者（友人等）がいる。
②	同居していない親族等から、判断能力が低下している家族について成年後見制度を利用したいと家庭裁判所に申し立てがある。
③	家庭裁判所は後見人（専門職）を選任する。
④	選任された後見人（専門職）は被後見人の支援を開始する。
⑤	（例1）被後見人本人から「お金が無くなった。どうにかして欲しい。」との連絡が来るようになった。
	（例2）被後見人が支援者に対し「自由に使えるお金が無くなった」「自分のお金が盗られた」等の話をするようになり、その話を聞いた支援者から、「こんなはずではなかった。制度をやめさせてほしい。後見人を変えてほしい」等の苦情が入るようになった。

課題

- ① 受任後、制度利用者やその関係者から苦情等があった場合の対応
- ② 制度利用後にギャップを生まないための制度案内の方法

## 権利擁護支援に係る各団体の取組等

### ○権利擁護支援に関して、各団体の現状や課題、共有したいこと、重点的な取り組みなど

1	新潟県弁護士会	市計画案との関連
	<p>家庭裁判所から新潟県弁護士会に推薦依頼があった件については、概ね、候補者を推薦できているものの、推薦に至らなかった案件もある。例えば、債務整理や法的問題への対応が必要との理由で推薦依頼があったが、実際には、身上保護や福祉的支援が重要であり、後見人等が法律扶助制度を利用して、債務整理等を弁護士に委任した方が良い場合など。</p> <p>申立前のカンファレンスにより、申立のタイミング、支援チームの構築、ニーズに則した後見人等の職種などについて、十分な議論が必要。</p> <p>市民後見人への継続的支援なども含め、担い手の確保、育成の面でも、後見センターの役割に大きく期待する。</p> <p>任意後見は、人生の最終段階を自分らしく生きるための方法として、いわゆる「終活」、「エンディングノート・遺言」などと共通するので、そのような枠組みの中で広報を行うと良い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の普及啓発</li> <li>・長岡市成年後見センターの運営</li> <li>・長岡市成年後見センターの運営体制の整備</li> </ul>
2	成年後見センター・リーガルサポート 新潟県支部	市計画案との関連
	<p>相変わらず司法書士も不足しており、家庭裁判所からの推薦依頼に応えられていない状況。</p> <p>司法書士の無料相談の派遣事業を実施しているが、長岡市は利用が少ないため、ぜひ機会があれば利用して欲しい。(今年度の県内の派遣実績52件中、長岡市内の派遣は0件)</p> <p>また、講師の派遣事業もやっている。(少人数の集まりでも可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡市成年後見センターの運営</li> <li>・地域連携ネットワークの体制強化</li> <li>・長岡市成年後見センターの運営体制の整備</li> </ul>
3	新潟県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ新潟	市計画案との関連
	<p>社会福祉士会ぱあとなあ新潟の受任について、年間、家庭裁判所や地域包括、市町村から250件を超える要請があるが、現在、3分の1しか受任できていない状況。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡市成年後見センターの運営</li> <li>・長岡市成年後見センターの運営体制の整備</li> </ul>
4	長岡市医師会	市計画案との関連
	<p>(現状)</p> <p>各医療機関において、成年後見制度の診断書作成に協力している。</p>	
5	新潟県行政書士会中越支部	市計画案との関連
	<p>成年後見制度についての問合せが年々増加して来ている中で、制度の普及・啓発活動が重要であり、制度をわかりやすく説明していくことが重要ではないかと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の普及啓発</li> <li>・長岡市成年後見センターの運営</li> <li>・長岡市成年後見センターの運営体制の整備</li> </ul>



6	長岡市高齢者基幹包括支援センター	市計画案との関連
<p>(重点的な取り組み) 介護が必要になった時どんな介護を受けたいか、また、人生の終末期をどのように迎えたいかを自ら考え、家族や大切な人に伝えておくことの大切さを啓発する市民向けのセミナーを開催している。今後は、より広い市民への浸透に向けて、具体的な方法について協議していく予定となっている。</p> <p>(課題) 上記の取組により、元気なうちに老後の準備を始める方も増えてくると思う。任意後見制度や看取りまでを行う保証会社を利用すれば、判断能力が低下してから本人の意向に沿った支援が可能となるが、そのためにはかなりの費用がかかる。 法定後見制度は判断能力が低下してからでないで利用できないため、元気なうちに老後の準備を進められるような仕組みや、任意後見や保証会社を利用する際の助成等が必要だと思う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の普及啓発</li> </ul>
7	長岡市障害者基幹相談支援センター	市計画案との関連
<p>(現状) 制度が周知されてきたことは喜ばしきことであるが、制度利用支援事業(補助金)の予算規模が拡大し続けている。高齢分野とも同じ制度なので、障害分野だけで考えられることではないが、要件や、年数制限など制度の見直し等が必要になるかもしれないと考えている。</p> <p>H30年度 実績 2,958,734円(13件) R4年度 実績 8,937,880円(38件) およそ3倍 R5年度 見込 11,922,000円(41件)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定後見制度利用支援事業の実施</li> </ul>
8	長岡地域病院ソーシャルワーカー連絡会	市計画案との関連
<p>(1) 成年後見制度(申請から決定)について ①申請から決定までに時間を要する。 救急病院に入院となるも後見人等が不在で身寄りがない方の場合、施設や他医療機関から「後見人が決まってから相談してほしい」と話があり、時間がかかるため、入院が長期化してしまう事案がある。 ②各市町村での申請から決定までにかかる時間の差がある。</p> <p>(2) 成年後見制度(決定後)について ①治療協力依頼について 後見人等の方で、入院同意、治療経過や今後の方針について説明したい旨の意向を伝える、来院いただけないことがある (職種によって対応が違うことがある) ②「身上の保護」について、保佐・補助の人に対する支援 身上の保護についての対応や、身寄りのない保佐・補助に該当する方について、金銭管理等うまく対応いただけないことがあり、病院職員が対応することが多くある。</p> <p>現状はできていないことがあることは理解できているので「どうすればよいか」等の今後の対応について、一緒に考えてもらえるとありがたい。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡市成年後見センターの運営</li> <li>・地域連携ネットワークの体制強化</li> <li>・長岡市成年後見センターの運営体制の整備</li> </ul>
9	第四北越銀行	市計画案との関連
<p>(要望) ・長岡市成年後見センター様のパンフレットは、文字が大きく、分かりやすいレイアウトであり、お客様へのご案内がしやすい作りだと感じております。更に使いやすくするために、費用や手続きのスケジュール等がまとめられていると、よりお客様に役立つ案内となると思われます。 ・金融機関の実務としては、預金者の意思能力が無い場合において、成年後見人との取引が前提となるため、後見人が不在の場合には、預金者の不都合が長く生じるケースが多くあります。成年後見人制度が広く周知され、且つ速やかに選任される制度となることが望まれます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の普及啓発</li> <li>・長岡市成年後見センターの運営</li> <li>・長岡市成年後見センターの運営体制の整備</li> </ul>

10	長岡市社会福祉協議会	市計画案との関連
	(共有したいこと) ・制度利用が決まり、後見人等が審判された後も、それまで関わってきた支援者や関係機関の協力は必要です。本人と新しく関係を築いていく後見人等との間で丁寧な引継ぎがなされ、その後も複数の支援者によって伴走する支援は、生活を継続する上で重要となります。	・地域連携ネットワークの体制強化
11	新潟家庭裁判所	市計画案との関連
	第二期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークが担う機能として、家庭裁判所には、成年後見制度の「運用・監督」機能(①制度利用の案内、②適切な選任形態の判断、③適切な後見事務の確保)があります。 このうち、家庭裁判所では、②の取組として、本人の権利擁護支援の観点から、本人の意向や本人の身上保護及び財産管理において後見人等が対応すべき課題など、各事案の事情を総合的に考慮して、後見人等の適切な選任を行うことが求められています。 申立ての準備段階で作成される本人情報シートは、本人を支える福祉関係者が、本人の日常及び社会生活に関する客観的な情報や本人の生活上の課題を記載する書式になっています。 本人の意向や本人の身上保護及び財産管理において後見人等が対応すべき課題がある事案については、裁判所においても本人のニーズや課題を共有し、適切な後見人等を選任する必要がありますので、本人情報シートにその内容を具体的に記載して、裁判所に情報提供してもらいたいと考えています。	
12	長岡市福祉総務課	市計画案との関連
	(現状) ・被後見人や被後見人の支援者から、後見人に関してのクレームや制度に対する不満を市へいただくことが増えている。 ・成年後見制度の需要が高まっているところだが、申立て手順含め、一般の方からすると複雑な制度となっており、わかりやすく制度の説明をすることが難しい。  (共有したいこと(PR)) ・長岡市では、例年9月に福祉のイベントとして「すこやか・ともしびまつり」が実行委員会により開催されます。関係団体での取組み等をPRする良い機会になるため、ぜひ次年度の参加について検討してみてください。福祉総務課が実行委員会との調整を承ります！(R5年度は9/16、9/17開催) ・成年後見センターオープン後、他市からの視察の受け入れや、県からの要請で研修会での実践報告を行うなど、県内はもちろん、県外の自治体へ視察に伺った際にも、積極的に成年後見センターや本協議会の取組みについてアピールさせてもらっています。	・長岡市成年後見センターの運営 ・地域連携ネットワークの体制強化 ・長岡市成年後見センターの運営体制の整備
13	長岡市成年後見センター	市計画案との関連
	<課題> ・中核機関の機能として相談、普及・啓発は実績が伸びているが、その他機能としての申立ての必要性の検討及び受任者調整や後見人選任後のチーム支援などの取組みについてはまだまだ手探りの状況である。各団体から意見を取り入れながら本人、後見人、周囲の支援者がそれぞれに安心できる体制づくりを関係者の皆様と連携させていただき、少しずつ取り組んでいきたい。 ・被後見人等からの後見人等についての不満や苦情等の相談対応に納得を得られる回答ができずに苦慮している。 <家庭裁判所と確認したいこと> ・10/1～の申立に係わる郵便切手代の変更について当センターがすぐに確認できなかったため、タイムリーに変更情報を入手するためにはどのような情報収集が有効か。 ・被後見人からの相談時の対応事例など差し支えなければお聞きしたい。 <共有>…今後の主催研修会について ・福祉関係者向けの第二回研修会を2/21か2/22開催 ・権利擁護支援者養成講座の基礎編Ⅱを3/1と3/8開催 ・相続に関する権利擁護セミナー3/9開催	・長岡市成年後見センターの運営 ・地域連携ネットワークの体制強化 ・長岡市成年後見センターの運営体制の整備

事前アンケートへのご協力ありがとうございました